第一条第一項中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に、「租税特別措置法施行規則第二十条第七項第二号又は第二十二条の二十三第七項第二号」を「租税特別措置法施行規則第二十条第九項第二号又は第二十二条の二十三第九項第二号」に改め、同条第二項第二号中「第二十七条の四第八項第五号」を「第二十七条の四第六項第五号」に改め、同条第三項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第三項」に、「同法第六十八条の九第二項」を「同法第六十八条の九第三項」に改める。

様式中「租税特別措置法施行令第27条の4第8項第5号又は第39条の39第9項」を「租税特別措置法施行令第27条の4第6項第5号又は第39条の39第5項」に、「租税特別措置法施行規則第20条第7項第2号又は第22条の23第7項第2号」を「租税特別措置法施行規則第20条第9項第2号又は第22条の23第9項第2号」に、「租税特別措置法第42条の4第2項」を「租税特別措置法第42条の4第3項」に、「同法第68条の9第2項」を「同法第68条の9第3項」に改める。

附　則

この告示は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○総務省告示第百四十五号

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成二十三年総務省・国土交通省令第一号）第二条の規定に基づき、平成二十七年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を次のとおり定める。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合	○・七八
営業用バスの標準軽油使用量	一三、〇八〇リットル
営業用トラックの標準軽油使用量	一三、九〇〇リットル
自家用バスの標準軽油使用量	二、四六〇リットル
自家用トラックの標準軽油使用量	一、七二〇リットル
平成六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗ずべき数値	○・〇四六五

○総務省告示第百四十六号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、平成二年郵政省告示第六百十六号（特定通信・放送開発事業の実施に関する指針）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

四の⑴中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

○総務省告示第百四十七号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、平成五年郵政省告示第五百三号（通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

一の2中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

○総務省告示第百四十八号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、平成十一年郵政省告示第三百八十二号（無線局運用規則第百四十条の規定による標準周波数局の運用に関する件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

第六項及び第七項中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

○総務省告示第百四十九号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、平成十三年総務省告示第六百九十一号（通信・放送融合技術の開発の促進に関する基本的な方針を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

本則中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

○総務省告示第百五十号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、平成二十二年総務省告示第四百二十号（独立行政法人情報通信研究機構が政府出資等に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

題名及び第一条中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

○総務省告示第百五十一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、平成二十二年総務省告示第四百二十一号（独立行政法人情報通信研究機構が民間等出資に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

題名及び第一条中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。